

質疑回答書

事業名 山県市市有施設への太陽光発電設備導入事業(オンサイトPPA)

担当課 市民環境課環境政策室

番号	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 2事業内容(4)事業計画量	交付金予定額は、どのような内訳(太陽光発電設備、蓄電池及びEMS)か。特に定めがない場合、交付金予定額の使用内訳については自主的な提案でよろしいか。	現時点での事業計画であるため、設置容量、設備の設置可否については、自主的な提案を求めます。交付金予定額を活用し、設置した施設においては、最大限自家消費できるよう努めて下さい。
2	仕様書 3事業の条件(設備工事前の調査・手続)(2)設備容量検討(オ)	V2Hの設置又は検討している施設はあるか。	現在、(仮称)北部地域コミュニティセンターでの設置を検討しています。その他施設については、提案の中に含めることは可能です。
3	質疑可能時期について	提案資格があると認められた者に対して、提供される各種資料に関する質疑については、企画提案書の提出期限まで、随時と考えて良いか。	参加資格確認結果通知を受領後、提案書提出期限までは、提供する資料に関する質疑のみ可能です。
4	施設使用許可使用料の支払いについて	本事業に係る年間使用料について、電力供給期間(運転期間の最長20年間)に支払いが必要で、建設期間や解体撤去期間、一時停止期間の使用料支払いは不要と考えて良いか。	建設及び解体撤去期間についても、事業期間内とします。一時停止期間については受託候補者選定後、協議により決定します。
5	完成予定建物の電気使用量について	(仮称)北部地域コミュニティセンターの予定電気使用量について、ご提示いただくことは可能か。	参加資格通知後、提供する各施設のデータのの一つとして提供します。
6	提案限度単価の意味について	提案限度単価を超えての提案単価は認められるか。	認めません。
7	施設ごとの提案単価について	提案単価について、施設ごとに異なっても良いか？又は、統一の単価での提案か。	提案単価について、施設毎で提案限度単価は異なるため、施設毎の単価設定とします。
8	電気主任技術者費用について	既設受変電設備の維持管理費、電気主任技術者費用は、太陽光設置に伴う改修部分についても貴市の負担と考えてよいか。	太陽光発電設備設置に伴う既設設備の改修の費用負担については、受託候補者選定後、対応について協議します。なお、低圧受電施設に50kw以上の太陽光発電設備(高圧連携)を設置する場合は、別途電気主任技術者業務を事業者に求めるものとします。
9	電気主任技術者費用について	設備導入後の電気主任技術者は、既設を管理される電気主任技術者担当され、受託者に電気主任技術者業務を求めるものでないという理解で良いか。	設置される太陽光発電設備及び蓄電池設備の管理は、現在市が電気主任技術者に管理を委託している業務の範囲外となります。当該業務委託範囲外の部分について、市の業務委託の範囲内にすること(業務委託範囲を広げることは、市が所有しない電気設備の維持管理を市が担うことになるため、受託候補者選定後、対応について協議します。
10	現地調査後の提案単価の協議について	現地調査の結果、太陽電池が提案通り設置できないなどの理由で、設備容量が少なくなった場合にPPA単価の増減の変更協議は可能か。	契約単価について、原則提案時の単価としますが、受託候補者選定後、構造調査等において単価を見直すこととなった場合には、必要に応じて協議を行うこととします。なお、その場合においても、提案限度額単価を上回ることはできません。
11	自立運転機能を有したパワーコンディショナーについて	自立運転機能を有したパワーコンディショナーは、全てではなく、一部のパワーコンディショナーで良いという考えで良いか。	候補施設の多くは、指定避難所に指定されております。非常時でも活用ができるよう、原則自立運転機能を有したパワーコンディショナーの設置をお願いします。
12	提案施設について	全ての施設のPPA単価の提案が必須か。	仕様書2(4)に記載の交付金予定額を活用し最大限実施出来る施設について提案してください。

13	地震保険について	損害保険として、火災保険、地震保険、賠償責任保険に加入とあるが、地震保険は必須か。	再エネ特措法に基づく、事業計画策定ガイドラインに定められているとおり、出力10kW以上の太陽光発電設備については、「災害等による発電事業途中での修繕や撤去及び処分に備え、火災保険や地震保険等に加入する」ことが努力義務化されています。こうした背景を鑑み、提案をしてください。
14	蓄電池及び設備容量について	仕様書を参照の上、施設ごとに最低限の使用水準を満たすように提案とあるが、設備容量に関する記載は仕様書のどこにあるか。	仕様書3(2)エ及び4(2)に記載しております。
15	蓄電池及び設備容量について	「V2Hを設置する意思がある」とあるが、どの施設にどの機器をいつ設置するか具体的に明示してほしい。	質問番号2を参照。設置時期については、施設建設工事の工程を鑑み、決定します。
16	予想されるリスクと責任分担について	法令・条例等の変更について、事業者負担とあるが、協議の上での対応と考えて良いか。	仕様書別紙2予想されるリスクと責任分担でお示しているとおおり、法令、条例等変更による負担者は事業者としておりますが、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者において協議し決定することとします。
17	予想されるリスクと責任分担について	維持管理関連の維持管理費の上昇について、事業者負担とあるが、約20年間の物価変更リスクがあるため、協議の上での対応と考えて良いか。	予想されるリスクと具体的な責任分担については、受託候補者選定後、協議を行い契約を行います。
18	事業の条件(電力供給関係等について)	市が別途、改修工事等を実施する際に運転停止、一時撤去、保管、再設置及び移設の費用負担が事業者の負担とあるが、上記の場合、各施設に売電価格を上乗せする必要があるため、別途と考えて良いか。また、売電収入補償も別途保証頂けると考えて良いか。	仕様書6キに記載しているとおおり、各施設において移設に伴う費用負担が発生した場合は、1回は事業者の負担とします。その際は、契約単価と別途と考えてください。なお、移設に伴う運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行いません。
19	事業の条件(電力供給関係等について)	事業実施中に市による改修工事等により雨漏り等が生じた場合の協力の範囲はどの程度を想定されているか。	仕様書6エに記載しているとおおり、原因究明に向けて協力をお願いします。なお、協力の範囲については、事由発生時に協議をします。